

# 叙勲受章・表彰受賞おめでとうございます

☎ 秘書広報課 ☎049-256-9187

国家または公共に対する長年の功績や特定の分野における業績を称えられ、市内では次の方々が荣誉に輝かれました。また、元富士見市議会議員の田中堅一さんが高齢者叙勲として旭日单光章(地方自治功劳)を受章されました。

## 第37回危険業務従事者叙勲 瑞宝双光章(消防功劳)



寺沢 満 さん  
(元入間東部地区消防組合消防司令長)

## 法務大臣表彰



水宮 恒 さん  
(保護司)

## 令和3年秋の褒章(藍綬褒章)



原田 恒義 さん  
(保護司)

## シラコバト賞



笹森 正夫 さん  
地域の児童の見守り活動に尽力し、住みよいふるさつをつくる活動に貢献されました。



行川 卓子 さん  
「健康づくり料理講習会」を始め、地域の食生活改善に尽力し、健やかな心身を育てる活動に貢献されました。



森屋 圭子 さん

## 市制施行50周年記念 「富士見ファンファーレ」が決定

☎ 文化・スポーツ振興課 ☎049-257-6352

市制施行50周年を祝う富士見市オリジナルのファンファーレを公募し、全国から総数36作品の応募がありました。

その中から、富士見市文化芸術アドバイザーの北原幸男さんを委員長とする選考委員会による審査・選考を経て、県内在住で高校生の國分大悟さんが作曲した「富士見市市制施行50周年への祝典序曲」に決まりました。

富士見ファンファーレは、4月10日(日)に開催予定の市制施行50周年記念式典で披露します。

ずっと平和な世の中が望ましいですが、途中でかげりもあると思うんです。しかし、その暗さを打破し、明るい未来が続いていく、そうした平和が長く続くようにと想いを込めて作曲しました。

作曲者・國分大悟さん

# 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金

☎ 子育て支援課 ☎341

0歳～高校3年生の子ども1人につき、5万円の現金を支給します。支給は児童手当に基づき行われるため、**原則申請は不要**ですが、児童手当を受けていない方で対象となる方や公務員の方は申請が必要です。

申請方法や必要書類については、市ホームページをご覧ください。



**対象** 次の児童の保護者のうち、生計を維持する所得の高い方  
 ①9月分の児童手当(特例給付を除く)支給対象児童  
 ②平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童(保護者の所得が①の支給対象となる金額と同等未満の場合)  
 ③令和3年9月1日～令和4年3月31日に生まれた児童手当(特例給付を除く)の支給対象児童(新生児)

**【対象者のうち申請が必要な方】**

- 児童手当を受給していない保護者(子どもが高校生以上のみなど)
- 職場から児童手当を受給する保護者(公務員)

※富士見市以外で9月分の児童手当を受けた方、9月30日時点で富士見市以外にお住まいの方(新生児の保護者を除く)は、住んでいた自治体にお問い合わせください。



## 申請期日の延長と再支給を行います 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

☎ 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室 ☎080-3406-4843・080-9677-1280

特例貸付を利用できない世帯に対して就労による自立を図るため、支援金を支給しています。対象や要件など、詳しくは市ホームページまたは広報『富士見』令和3年8月号をご覧ください。

再支給には、初回の支給期間中に求職活動を行ったが、自立への移行が困難なことなどの条件があります。



**申請期日(延長後) 3月31日(木)(消印有効)**

支給額(月額)	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
	6万円	8万円	10万円

※住居確保給付金との併給が可能です。

**支給期間** 初回、再支給いずれも3か月間

**申請方法** 申請書に記入し、必要書類を添付して**原則郵送**で提出してください。

※申請書は、総合支援資金の再貸付を借り終わった方などに順次郵送します。市ホームページからもダウンロードできます。

**【郵送・提出先】**

〒354-0021 鶴馬1932-7

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給担当(市民福祉活動センターぱれっと内)

# NTT東日本電話交換機のメンテナンス工事に伴う 119番通報の一時停止について

☎ 危機管理課 ☎049-256-7962

NTT東日本が下記の時間帯に電話交換機のメンテナンス工事を実施します。  
工事作業時間内で一時的に119番通報が利用できなくなります。119番通報が  
つながらない場合は、下記の臨時119番受付電話におかけ直してください。

**とき** 2月3日(木)午後11時から2月4日(金)午前4時までのうち3分程度

**臨時119番受付電話** ☎070-5454-1941

※臨時119番受付電話は、本工事作業の時間帯に限り利用できます。工事作業終  
了後は、臨時119番受付電話は利用できません。

NTT東日本の工事情  
報は、NTT東日本ホー  
ムページからご確認く  
ださい。



## 小・中・特別支援学校 入学説明会

☎ 学校教育課 ☎626

来年度に入学する児童・生徒の保護者を対象に説明  
会を行います。就学通知書は小学校は1月中旬までに  
世帯主に郵送し、中学校は小学校を通じて配布します。

1月20日(木)までに就学通知書が届かない方や入学ま  
でに転居・転出する方、国・私立小学校に入学する方  
などは学校教育課へご連絡ください。

学校名	実施日	電話
鶴瀬小	2月3日(木)	049-251-0149
水谷小	2月1日(火)	049-251-1130
南畑小	2月4日(金)	049-251-1139
関沢小	2月1日(火)	049-252-2886
勝瀬小	1月28日(金)	049-262-1065
水谷東小	2月2日(水)	049-252-3850
諏訪小	1月28日(金)	049-253-1451
みずほ台小	1月28日(金)	049-253-2981
針ヶ谷小	1月26日(水)	049-254-4482
ふじみ野小	2月2日(水)	049-267-2312
つるせ台小	2月2日(水)	049-251-2112
ふじみ野市立大井小	2月1日(火)	049-261-0242
富士見台中	2月8日(火)	049-251-0473
本郷中	2月8日(火)	049-252-2889
東中	2月8日(火)	049-253-1555
西中	2月8日(火)	049-252-4145
勝瀬中	2月8日(火)	049-266-2503
水谷中	2月8日(火)	049-254-5335
ふじみ野市立大井中	2月4日(金)	049-261-0005
富士見特別支援学校	2月24日(木)	049-253-2820

## マイナンバーカードの申請 手続きをお手伝いします

☎ 市民課 ☎049-293-9007

マイナンバーカードの申請手続きのお手伝いや証明  
写真の撮影を行います。事前に市民課に電話で予約し、  
必要書類を持参して、本人がお越しください。

※マイナンバーカードは、申請から2か月程度で本人  
限定受取郵便で郵送します。

とき	場所	予約開始日
2月2日(水)	鶴瀬西交流センター	1月17日(月)
2月9日(水)	みずほ台コミュニティセンター	1月24日(月)
2月18日(金)	ピアザ☆ふじみ	1月31日(月)

※いずれも午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分

**対象** 市内に住民登録があり、マイナンバーカードを初  
めて申請する方

**定員** 各日45人程度(申込順)

**持ち物** マイナンバーカード交付申請書、マイナンバー  
通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの方)、本人  
確認書類(※)

(※)本人確認書類は、Aから1点、または健康保険証  
+Bから1点お持ちください。

<b>A</b>	運転免許証、パスポート、住民基本台 帳カード(顔写真付き)など
<b>B</b> (+健康保険証)	年金手帳、医療受給者証、預金通帳、 学生証、社員証など

**予約方法** 各予約開始日の午前9時から電話で受け付けます。

**そのほか**

- 通知カード、住民基本台帳カードは申請手続き時に  
回収します。
- マイナンバーカード交付申請書がない場合は、事前  
に市民課にご相談ください。



# 募 パブリックコメント(市民意見提出手続)

## 富士見市パートナーシップ宣誓制度(案)

多様性を認め、誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を目指し、双方または一方が性的マイノリティで、互いを人生のパートナーとして認め合った方々を対象とする宣誓制度(案)です。

### 意見提出先

郵送・持参	〒354-8511(所在地は記載不要) 富士見市役所人権・市民相談課
FAX	049-254-2000

☎ 人権・市民相談課 ☎⑨271

## 富士見市災害廃棄物処理計画(案)

被災地における公衆衛生の確保と生活環境の保全および地域の早期復旧・復興のため、発災後に発生した災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の実行に必要な事項を定めた計画(案)です。

### 意見提出先

郵送・持参	〒354-8511(所在地は記載不要) 富士見市役所環境課
FAX	049-254-2000

☎ 環境課 ☎049-252-7100

## 富士見市国土強<sup>じん</sup>靱化地域計画(案)

国と県の強靱化計画との調和を図り、市の地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する取組の方向性をまとめた計画(案)です。

### 意見提出先

郵送・持参	〒354-8511(所在地は記載不要) 富士見市役所危機管理課
FAX	049-251-2760

☎ 危機管理課 ☎049-256-7962

## 富士見市防犯計画(案)

安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための、防犯に関する計画の中間見直し(案)です。

### 意見提出先

郵送・持参	〒354-8511(所在地は記載不要) 富士見市役所協働推進課
FAX	049-254-2000

☎ 協働推進課 ☎049-252-7121

## 富士見市自殺対策計画(案)

誰も自殺に追い込まれることのない富士見市の実現を目指し、自殺対策を推進するための計画の第2期(令和4~7年度)の計画(案)です。

### 意見提出先

郵送・持参	〒354-0021 富士見市鶴馬3351-2 富士見市健康増進センター
FAX	049-255-3321

☎ 健康増進センター ☎049-252-3771

## 富士見市スポーツ推進計画(案)

スポーツを通じた健康生活、市民の交流と地域の活性化、シティセールスと環境整備を推進する計画の第2期の計画(案)です。

### 意見提出先

郵送・持参	〒354-8511(所在地は記載不要) 富士見市役所文化・スポーツ振興課
FAX	049-254-2000

☎ 文化・スポーツ振興課 ☎049-252-7139

### 【共通事項】

**募集期間** 1月11日(火)~2月10日(木)

**意見の提出方法** パブリックコメント記入用紙に記入し、FAX、郵送または直接提出してください。市ホームページからも提出できます。

**計画・制度(案)の閲覧と記入用紙の配布**

市政情報コーナー(市役所本庁舎1階)、各担当課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、中央図書館、図書館鶴瀬西分館、市ホームページ



### 【注意点】

- ご意見提出の際は、住所・氏名などの記載が必要です。住所・氏名などは公表しませんが匿名でのご意見は受け付けません。
- いただいたご意見に個別の回答は行いません。検討を終えたときは、ご意見の内容とそれに対する市の検討結果と考え方を公表します。
- いただいたご意見は、意見概要として要約することがあります。
- 計画・制度(案)に直接関係しないものや賛否のみのものは、公表結果から除くことがあります。



**申告期間中のお願い**  
申告期間中、担当職員は申告会場で従事しているため、税務課での問合せには即答できないことがあります。  
確定申告に関する問合せは、川越税務署(☎049-235-9411)へお願いします。

### 市の申告会場は 要予約

**2月16日(水)～3月15日(火)の申告は、事前予約が必要です。**  
インターネットまたは往復はがきで予約してください(電話不可)。  
申告書の提出のみの場合は予約不要です(内容の確認はできません)。  
1月4日(火)～2月15日(火)は、市・県民税の申告のみ市役所税務課で受け付けます(予約不要)。  
2月16日(水)～3月15日(火)は、当日受付はできませんので必ず予約してください。

### 予約方法

#### ■ インターネット予約 受付期間：1月20日(木)～予約希望日の前日

- 市ホームページの予約フォーム(右記コード)を開く
- 予約フォームへ必要事項を入力し、送信
- 予約確定メール(即時)と予約お知らせメール(予約日の2日前)が届く
- 申告受付時に予約したことがわかるもの(予約確定メール画面または画面を印刷したもの)を提示



#### ■ 往復はがき予約 受付期間：1月20日(木)～2月2日(水)(消印有効)

- ※往復はがきは、各自ご用意ください。
- 往復はがきに必要事項(郵便番号、住所、氏名、電話番号、希望日など)を記入し郵送  
郵送先：〒354-8511 (所在地は記載不要) 富士見市役所税務課市民税係
  - 返信はがき(2月7日(月)発送予定)で予約日時を確認
  - 申告受付時に返信はがきを提示

#### 《往復はがきの記入事項》

354 8511	何も書かないでください。
①郵便番号 ②住所 ③氏名(フリガナ) ④電話番号(日中に連絡が取れる番号) ⑤第1～第3希望日 ⑥家族分を申告する場合は申告件数	①郵便番号 ②住所 ③氏名

**往復はがき予約の注意事項**

- 時間帯の指定、日程変更、キャンセルは原則できません。
- ご家族分で複数申告される場合は、その件数を記載してください。
- 電話での予約状況の問合せには対応できません。

※2月14日(月)までに返信はがきが届かない場合はご連絡ください。

### 予約時の注意事項(必ず確認し、予約してください)

- 職員による申告書作成時間は申告書1件につき15分程度です。家族分で複数申告する場合は、その件数分予約をお取りください(はがきの場合は件数を記載してください)。
- 税や申告に関する相談は受け付けできません。
- 収支内訳書や医療費の明細書の代行作成はできません。来場時に作成できていない場合は受け付けできません。

**市の申告会場では、次の所得税の確定申告は受付できません(川越税務署で申告してください)**

- 配当所得の申告(令和3年分から不可) ・青色申告
- 雑損控除(災害関連など) ・住宅借入金等特別控除
- 特定増改築・住宅特定改修・住宅耐震改修・認定住宅の控除申告
- 土地・建物・株式の譲渡、退職、先物取引などの分離課税申告
- 特定支出控除の申告
- 更正の請求、修正申告、過年分の申告
- 給与や年金の源泉徴収票や報酬などの支払調書がない場合

※そのほか、複雑な申告や税務署の判断を要する内容は受け付けできません。

### 市の申告会場

予約	とき		場所
	期間	時間	
予約不要	1/4(火)～2/15(火)	8:30～17:15	市役所税務課(市・県民税申告のみ)
要予約	2/16(水)～18(金)	8:30～15:30	市役所2階会議室
	2/20(日)		
	2/21(月)	9:00～15:30	ピアザ☆ふじみ
	2/22(火)	9:00～15:30	水谷東公民館
	2/24(木)・25(金)	9:00～15:30	鶴瀬西交流センター
	2/28(月)	9:00～15:30	水谷公民館
	3/1(火)・2(水)	9:00～15:30	みずほ台コミュニティセンター
	3/3(木)～15(火)	8:30～15:30	市役所2階会議室

※土・日・祝を除く。2月20日(日)は受け付けます。

### 申告に必要な書類 ※(○)の付いた書類は、事前に作成してください。

- 申告する方の本人確認書類**
  - マイナンバー確認書類(マイナンバーカードまたは通知カードなど)
  - 本人確認書類(マイナンバーカードまたは運転免許証、パスポートなど)
- 収入のわかる書類**
  - 給与や公的年金等の収入がある方：源泉徴収票
  - 報酬などの収入がある方：支払調書
  - 営業等・農業・不動産の収入がある方：収支内訳書(○)
- 控除を受けるための書類**
  - 国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などの控除証明書や領収書など(P18参照)
  - 生命保険料・地震保険料の控除証明書
  - 障害者手帳・高齢者福祉課発行の障害者控除対象者認定書(P18参照)
  - 学生証
  - 医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書(○)
  - 寄附金の領収書、受領証明書(ふるさと納税など)

#### 【郵送の場合】

- 必要書類と併せて作成済みの申告書を同封してください。
- 所得税の確定申告：確定申告書(川越税務署へ)
  - 市・県民税の申告：市・県民税の申告書
- ※市・県民税の申告書には氏名などの太枠部分と「記入漏れにご注意ください」(該当の方)を記入してください。

#### 【市の申告会場に来場される場合】

- 予約したことがわかるもの(予約確定メール画面または画面を印刷したもの、返信はがき)
- 筆記用具、電卓
- 利用者識別番号がわかる書類(お持ちの方)  
(例) 確定申告のお知らせのはがき、ID・パスワード方式の届出完了通知、利用者識別番号等の通知
- 予定納税額がわかる書類(予定納税をした方)

### 申告書の郵送提出にご協力ください

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、申告会場への来場を避け、申告書はご自身で作成し、郵送提出にご協力ください。提出は1月から受け付けます。

#### 所得税の確定申告

パソコンやスマートフォンで国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から申告書が作成できます。作成した申告書は、e-Tax(国税電子申告・納税システム)による電子送信、または印刷して郵送で提出してください。



郵送先 〒350-8666 川越市並木452-2 川越税務署

#### 市・県民税の申告

前年に申告した方には1月下旬に申告書を送付します。届かない方は、ご連絡いただくか、「市県民税申告書作成・税額計算システム」で申告書を作成し、提出してください。

郵送先 〒354-8511 (所在地は記載不要) 富士見市役所税務課







## 国民健康保険加入者・後期高齢者医療制度被保険者の方へ 所得税、市・県民税の申告をしてください

☎ 保険年金課 国税係 ☎049-252-7113 後期高齢者医療係 ☎049-252-7114

### 国民健康保険加入者

世帯主および被保険者の方のうち、16歳以上(令和4年4月1日時点)の方は、所得の有無にかかわらず申告期間内に所得税や市・県民税の申告をしてください。申告をしないと、所得が軽減基準に該当していても保険税が軽減されないほか、医療費の自己負担限度額の区分判定が正しく行えない場合があります。  
※税法上の被扶養者になっている方は、申告する必要はありませんが、国民健康保険税申告書の提出が必要な場合があります。

### 後期高齢者医療制度被保険者

世帯主および被保険者の方は、申告期間内に所得税や市・県民税の申告をしてください。  
収入が無い場合でも、申告をしないと保険料の軽減が受けられません。  
また、医療費(自己負担額)については、同一世帯内に申告をしていない方がいると正しい区分判定ができませんので、世帯全員の申告をしてください。

※令和3年中に納めた保険税(料)は確定申告(市・県民税申告)の際、社会保険料控除の対象となります。  
※口座振替で納付された方には、1月末までに「納付済額のお知らせ」を郵送します。



## 介護保険に関する令和3年分の税の所得控除

☎ 高齢者福祉課 ☎049-252-7107

### 要介護認定者の障害者控除

確定申告書などに障害者控除対象者認定書を添付することで、以下の所得控除が受けられます。

対象の方には認定書を発行しますので、高齢者福祉課に申請してください。障害者手帳などをお持ちの方は、手帳の写しの添付で控除が受けられます。

**対象** 令和3年12月末現在で65歳以上の次のいずれかの方

- 要介護2または3の方…障害者控除
- 要介護4または5の方…特別障害者控除

### 介護保険料の社会保険料控除

令和3年1~12月に納めた介護保険料は、社会保険料控除の対象です。納めた保険料額を次の①~③で確認し、申告の際に提示してください。

#### ①年金天引きで納めた方の対象額

…令和3年分の年金の源泉徴収票の社会保険料額

※国民健康保険や後期高齢者医療保険の保険税(料)額が合算されている場合があります。

※本人以外が申告することはできません。

#### ②納付通知書で納めた方の対象額

…令和3年中に納めた合計額

#### ③年金天引きと納付通知書の両方で納めた方の対象額

…上記①②の合計額

口座振替で介護保険料を納めた方には、1月中旬に「納付済額のお知らせ」を送付する予定です。そのほかの方法で納めた方で、必要な方はご連絡ください。

### 寝たきり状態などの方のおむつ代の医療費控除

下記のいずれかの書類を申告書に添付してください。

- ①かかりつけ医師が発行するおむつ使用証明書
- ②高齢者福祉課発行の証明書

※②の発行は、次のすべてに該当する必要があります。

- 要介護認定を受けていること
- おむつ代の控除の申請が2年目以降であること
- 介護保険法に基づく主治医意見書により、おむつの使用の必要性が認められること

### 介護サービス自己負担額の医療費控除

令和3年1~12月に支払った介護サービスの自己負担額は、下表のとおり医療費控除の対象となりますので、確認し申告してください。

申告時は、高額介護サービス費や利用者負担補助金など自己負担額に補てんされた額を差し引いてください。

	医療費控除の対象となる介護サービス	対象となる額
施設	特別養護老人ホーム	施設サービス費と食費・居住費に係る自己負担額の合計の1/2の額
	老人保健施設など	施設サービス費と食費・居住費に係る自己負担額の合計額
在宅	医療系介護サービス(訪問看護・訪問リハなど)	サービスの対価として支払った自己負担額

※福祉系介護サービス(通所介護、訪問介護(一部を除く)など)は、上記医療系介護サービスと併せて利用した場合のみ控除対象

医療費控除を受けるには、別途、医療費控除の明細書を申告時に提出する必要があります。



# 川越税務署から確定申告などのお知らせ

☎ 川越税務署 ☎049-235-9411

川越税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します。

駐車場に限りがあるため、来場時は公共交通機関をご利用ください。

**開設期間** 2月1日(火)～3月15日(火)午前9時～(土・日・祝を除く)。2月20日(日)・27日(日)は開場

受付時間：午前8時30分～午後4時

※書類の提出は午後5時まで受け付けます。

**場所** 川越税務署(川越市並木452-2)

※令和3年分の確定申告では、還付申告などで申告相談が必要な方の相談を2月1日(火)から受け付けます。源泉徴収票など申告に必要な書類がそろい次第、早めに申告をしてください。

## 入場には「入場整理券」が必要です

入場には時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日会場で配付するほか、LINEを利用して事前に入手することができます。配付が終了した場合は、後日の来場をお願いすることがあります。

## 無料還付申告相談会

**とき** 2月6日(日)午前10時～午後3時30分 ※要予約

**場所** 川越市立南公民館(ウエスタ川越1階)

**対象**

- ①給与所得者または年金受給者で収入600万円以下の方
- ②給与所得者で医療費控除を受ける方
- ③年の途中で就職・退職し年末調整の済んでいない方

**問・申込先** 関東信越税理士会川越支部 ☎049-246-6188



## 消費生活相談

☎ 消費生活センター ☎049-252-7181

**【相談日】** 月～金曜10:00～12:00、13:00～15:30

### アナログ回線への契約変更の勧誘に注意しましょう！

「大手通信会社を名乗る事業者から『光回線からアナログ回線に戻すと、電話料金が安くなる』と電話があった。安くなるならと契約したが、後に確認すると毎月サポート費用が引き落とされていることに気づき、解約を申し出たが高額な解約料を請求された」といった相談が寄せられています。

#### 【消費者へのアドバイス】

- 大手通信会社を名乗っても、実際は関係のない事業者からの勧誘であったり、回線の切り替えには必要のないサービスの契約を結んでいるケースがあります。勧誘を受けた事業者の名前や契約の内容などをよく確認し、必要ないと思ったらきっぱり断りましょう。
- 光回線をアナログ回線に戻す場合には、現在の契約先や回線事業者に問い合わせましょう。



## 都市計画の案の縦覧

☎ まちづくり推進課 ☎049-257-8455

富士見都市計画(防火地域及び準防火地域、地区計画)の変更にあたり、都市計画の案の縦覧を行います。

### 都市計画の案の縦覧

**とき** 1月7日(金)～21日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝を除く)

**場所** まちづくり推進課

※市ホームページからも閲覧できます。

**内容** 富士見都市計画防火地域及び準防火地域の変更、富士見都市計画地区計画の変更

### 意見書の提出

**対象** 市内に住所を有する個人(法人)、利害関係人

**提出方法** 1月21日(金)午後5時15分(必着)までに直接または郵送で提出してください。

あて先：〒354-8511(所在地は記載不要)富士見市役所まちづくり推進課

※意見書の用紙は、市ホームページ、まちづくり推進課にあります。

